

長野県「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [長野県協議書より抜粋]

(1) 法定外目的税としての宿泊税新設の目的

長野県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル、旅館及び簡易宿所並びに民泊に係る施設の宿泊者に一定の税負担を求める法定外目的税として、宿泊税を新設する。

(2) 宿泊税新設の経緯及び必要性

長野県では、人口減少下において観光が地域経済に与える影響を鑑み、かねてから「世界水準の山岳高原観光地」の実現に向けた取組を進めてきたところ。一方、社会保障関係費や防災・減災対策費等の増加による県財政の硬直化が懸念されており、観光振興施策を充実させるためには、サービスの受益者である旅行者にも一定の負担を求めるなど、新たな財源確保策を講ずることが必要である。

こうした中、新たな観光振興財源のあり方について、長野県観光振興審議会に観光振興財源検討部会において検討を行い、長野県の観光にしっかりと付加価値をつけるためには、安定的・持続的な財源確保が可能な「法定外税」が適切であること、まずは「宿泊」行為への課税の検討を進めることが望ましいとの結論が出された。

これを踏まえ、県として「宿泊」行為に課税を行う「長野県宿泊税」を導入することとした。

(3) 宿泊税の概要

宿泊税は、観光振興のための目的税であり、長野県内に所在する、旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊行為に対し、宿泊者を納税義務者として課するものである。

税率については、宿泊者が受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等であるとの考えのもと、一律定額とし、1人1泊につき300円と定める。なお、観光産業はコロナ禍からの回復途上にあり、物価高騰に対し価格転嫁が十分進んでいない状況に鑑み、激変緩和として、制度開始3年間は税率を200円に引き下げることとした。また、納税者の担税力に配慮し、著しく過重な負担とならないよう、宿泊料金が1人1泊6,000円未満の場合には課税しない。

修学旅行等の学校・施設等の行事、大学の教育研究活動のほか、学校の認めた学内学生団体・サークルが行う合宿等に伴う宿泊を課税免除の対象とする。これは、学校教育の重要性・公的要素が高いことと、将来、観光客として来訪契機となるよう期待するなど県としての学習旅行や合宿誘致の重要性を勘案し、設定したものである。

税の徴収は、特別徴収の方法によることとし、旅館・ホテル、簡易宿所の営業について旅館業法の許可を受け、若しくは、住宅宿泊事業に係る施設の営業について住

宅宿泊事業法の届出をして当該宿泊施設の経営をする者を、条例により特別徴収義務者に指定する。

(4) 宿泊税の税収の使途

宿泊税の税収は、条例に規定する「世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策」に充てる。

具体的には、(1)長野県らしい観光コンテンツの充実、(2)観光客の受入環境整備、(3)観光振興体制の充実に基づく取組の3つの大きな柱に基づく施策のほか、市町村においても、観光振興のための地域独自の取組等の実施により、県と同程度の財政需要が見込まれることから、県内市町村への支援にも活用することとする。

なお、具体的な使途は、市町村や宿泊事業者の代表者等により構成される、長野県観光振興審議会の宿泊税活用部会(仮称)において策定する観光ビジョン(仮称)で示し、毎年度議会の予算議決を経て決定する。

2. 概要 [長野県協議書より]

課 税 団 体	長野県
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	長野県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	長野県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき300円（制度開始後3年間は200円） ただし、市町村宿泊税を課する松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、次のとおりとする。 （1）市町村宿泊税の額が、1人1泊につき県宿泊税額の1／2以上である宿泊：1人1泊につき県宿泊税額に1／2を乗じて得た額 （2）市町村宿泊税の額が、1人1泊につき県宿泊税額の1／2未満である宿泊：1人1泊につき県宿泊税額から、市町村宿泊税額を控除して得た額 （3）当該市町村の条例の規定の適用（免税点に関する規定が適用され、かつ、免税点に関する規定以外の規定が適用されない場合に限る。）により、市町村宿泊税が課されない宿泊：1人1泊につき県宿泊税額 （4）当該市町村の条例の規定の適用により、市町村宿泊税が課されない宿泊（（3）に該当する宿泊を除く。）：1人1泊につき県宿泊税額に1／2を乗じて得た額
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約32.9億円
課 税 免 除 等	・ 幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊 ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・ 宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約2.6億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

長野県宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、長野県宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、既に導入済みの県内市町村の宿泊税に係る負担と合わせて

- ・軽井沢町域内の税額は、県税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金6千円以上1万円未満）、350円（同1万円以上10万円未満）、800円（同10万円以上）
- ・阿智村域内の税額は、県税と合わせて一泊につき350円（同6千円以上）
- ・白馬村域内の税額は、県税と合わせて一泊につき300円（同6千円以上2万円未満）、500円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上10万円未満）、2,000円（同10万円以上）である。

上記税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。また、白馬村域内における10万円以上の区分についても、宿泊者の担税力を踏まえ、同様の税率区分を設定している二セコ町及び北海道の事例と比しても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

長野県宿泊税は、長野県内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

長野県宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。